

最終講義（1992. 2. 4）

私の学びについて— “社会法学－労働と社会保障の法学－の推移と課題”

佐 藤 進

社会福祉学科主任の山崎道子先生から、日本女子大を去ることになりましたことについて一言先生からご挨拶がございました。いろいろなことをかねがね考えておりまして、まだ定年を2年ちょっと残していますが、思い切って本学を去らせて頂くことになりました。そのことはさておきまして、今日最終講義の労を計らってくださった社会福祉学科の先生方に、心から御礼を申し上げたいと思っております。

また今日天候の悪い、足場の悪い時に、こんなに多くの回生の方々、そしていろいろな方々に来て頂くことができて、本当に心から嬉しく思っております。また今韓国からあるいは中国からの留学生の方が見えていますけれども、私はこの人達に、何程の寄与をすることが出来たかと、今切実なる思いで一杯です。

それにいたしましても、退職する決心と、男の美学というと笑われるかもしれません、私には私のやはり学者としての思いがございます。

丁度、石川県の金沢大学の大学を去るときに言われたことを思い出します。今、同じように、ある先方から日本女子大を見捨てるのかと言われました。私は見捨てていくというよりも、私には私なりの、また大学には私以上の方がどんどん育っているという自負がありまして、去らせて頂くことになりました。

私の学問について、少しは皆さん達に何か寄与することがあればと思って、お引き受けしました。

普段よく、私は講義の時にあるビヘイビアをやるのだそうです。それは何かといいますと、時々チョークを上に向かってポンとほおってうけるのだそうです。私はそれを自分で気が付かなかったのですけれども、ある回生の卒業式で、学生がポン、ポンとチョークをほうる仕草をして「先生、お分かりですね。」と聞かれて、はっと気が付きました。そのように身なりや仕草について呑気な教師でした。同時に、私はおしゃべりをする学生に対しては、容赦なく「出ていけ」よばわりもし、叱責も致しました。いろいろと厳しいことも申しましたけれども、普段は、気のやさしいバイタリィ精神の旺盛な私なのです。

今日は普段と違って、非常に緊張していることが分かります。今日皆さんに申し上げることで、ドジをするかも知れません。私が講義をやっていて、時々どうしても分からぬことがあると、前日ノートを読んだり、勉強をしてはいるのですが、ごまかせなくて立ち往生することがあります。ある学生に講義の後で、「先生、今日ドジをやりましたね。」をか、「今日は何か余計なことを考えていたんではありませんか。」と冗談を言われたことがあります。今日はもっとそれ以上に緊張してドジをやるかもしれません、その時はお許しを頂きたいと思います。また、いつもの調子で、皆さんの言葉を借りれば、佐藤節で淡々とものをいうことにはなりにくい雰囲気だということもご了承頂きたいと思います。

1 第二次大戦敗戦と日本解放、新憲法制定と事実放任的な団結活動と社会法学 =労働法学の展開（とりわけ欧米の労働法制の比較法的研究などをベースに）

それではお配りしましたレジュメに従いまして、社会法学の推移と課題について、私がこの学問に取り組み歩んできた過程を少し申し上げたいと思います。

私が社会法学を学び始めた当時、社会法学と申しますと、もっぱら労働法を意味しました。今日では、「社会法学は会社法の間違いではないか」、あるいは「社会主義の法ではないが」と聞かれることはなくなりましたが、時々、法学部で講義をしますと「先生、会社法の間違いではないですか」などとか、場合によっては「社会主義法ではないですね」と言われます。そういうように見られる学問であったのかも知れません。

社会法学というのはドイツの言葉を表現したものだらうと思うのですが、市民法学が一般の市民社会の法であり、社会法学は今でこそ現代社会の法の中心になって労働法学や社会福祉、社会保障法学、経済法学がほぼこの部門の構成を成していると思います。つまり、端的言えば、一般の民法や個人的な市民生活の規律をする個人的な市民法学に対して、それを越えていく、市民法では捉えきれない社会現象を対象とするのが社会法学です。

そういう市民法で捉えきれない多くの社会現象の例として、皆さん講義でお聞きになったように、勤労者と使用者の関係があります。どちらも一人の市民ですが、社会的な力と申しますか、背景に大きな力の差がございます。今日では豊かな社会になって、皆さんは「私は、使用者の力を持っている」「私は、ストックを持っている」位にお思いになるかもしれません、やはり現在の資本制の社会の仕組みでは、資本を持つものと、個々の働くエネルギーしか持たない個人の

勤労者との間には、いかに今日、労働力不足の労働力売り手市場となっているといえ、社会的な力関係の格差があります。ですから労使は法的には平等ですが、今の現代社会は契約社会といわれていますが、その裏側を探ると、「労」と「使」の間には大きな力の差がございます。

今のような豊かな社会で、人手が不足している社会では、働く人は自由で明日から働くのは嫌だと、いきなり退職を突き付けて辞めることが、平気で行なわれています。一体このような社会がいつまで続くのか、かつて、世界の覇者を競ったアメリカの社会ではそういうこともあったかも知れません。今アメリカの衰弱が言われ、アメリカの至る所で失業が多発しています。労と使の力関係の違いは、あの膨大な失業を見れば分かります。

それでは、いまの日本の場合はどうでしょう。女性、中高年齢者、なるほど若い世代の一部を取ってみれば、豊かな社会で、人手が相対的に不足しているかもしれません。しかし、全体労働力の量で見れば不足だといいますが、それは今の経済成長率あるいは経済生産力のみを前提にものを考えているわけです。2000年あるいは2010年、2020年までそれが続くのか、もっと機械化や合理化が進んだならば一体どうなるのでしょうか。そのようなことを仮説的に考えると、やはり労と使とは力の違いがあると思います。

それでは弱い人達にどのようなハンディを付けてあげるのかということになりますと、一つの力を付ける法的なものとして、はじめて強い使用者の力を抑えるとか、労働組合なるものを認めようとかの考え方が出てくるわけです。労働組合は、18世紀から、19世紀、20世紀になり、一つの社会の、世界の動力だということになりますと、社会的な弱い階層の力をつけるような、あるいはこれを保護するような仕組みが必要なって出て参ります。

ここで新しい今の資本制社会を支えていく枠組は、それは個人の自由や契約や、競争の原理を前提にあるのですけれども、それをよく回転させて拡大再生産するための手立てとして、社会的弱者を押さえ付けるだけではない、保護のための新しい法的な施策を講じざるを得ないことになります。そこで社会法という、ある意味では、社会的な生活擁護に関する法的機能が開かれてきたということになろうかと思います。社会法学の芽が出るのですが、説明はこれくらいにさせて頂きます。

こういう学問は、戦後になって初めて日本で開花します。日本で新憲法の制定、そしていろいろな制度が始まったわけです。

私は、戦後学徒出陣から帰ってきて、5月1日メーデーの日、東京の巷を歩いてはじめて、宮城前に東京の魚屋さんがプラカードを持って集まっているのを見ました。自営の魚屋さんがどうして団結するのかな、団結できるのかなと思ったのですが、当時生きるために非合法であろうと何であろうと、労働組合を認める、認めないと関わらず必死な状況でした。自分で仕事をなさっている方が組織を作るなんて、これを労働組合を呼ぶわけにはいかないだろうと思うのですが、多分、当時の魚屋さんにもともかく明日があって、当時飢餓状態から抜け出すために、自営の魚屋さんさえ労働組合に浸っていたことがありました。

そんな中で、私は学間に戻る、学間にいそしむという、胸の中なるものを感じました。旧制高校時代に、風早八十二先生の『日本社会政策史』（日本評論社、昭12、昭22、2版）を読みました。これは、戦前の、マルキシズム法学に立つ、社会的なマルキシズムの立場に立った社会政策の典籍でしたが、私はこの社会政策と言われるものに興味を覚えました。今日ここに本学の大学院の講師をなさって、今まだご研究活動をなさっていらっしゃる一人の先生がおられます。社会政策プロパー

の藤本武先生です。今日来て頂いて光栄なことで、先生の前で御前報告をやっているような気がします。先生は、今なお執筆活動を盛んになさっています。私もあやかりたい学者のお一人です。それからもう一人は、日本の社会事業史研究の吉田久一先生。先生は私を励まして下さり、「75才まで、先生ご自分のやることが沢山あるんですよ。そのためにはこれからは学問に励んで、身体に気を付けて下さい。」と言って下さいました。先生は今日、ちょっと体調がお悪くいらっしゃって頂けませんでしたが、本当にいまなお研究に専念されていらっしゃる先生方に来て頂き、励ましを得たことは光栄でした。

いずれに致しましても、風早先生、またきんきん亡くなられるまで御世話になりました大河内一男先生の『独乙社会政策思想史』（日本評論社）や『社会政策の基本問題』（日本評論社）あたりから出発を致しました。挙げればきりがございませんが、旧制高校時代に読んだ書物が、戦後の混乱期の日本の占領下の中で、私に非常にいい示唆を与えてくれました。

その中で、労働法学も実は学問の世界で少しづつ芽を開いて来ます。その労働法学、戦後の労働法学は、私の記憶によりますと、当時日本の労働法が（旧労働組合法昭21）がようやくできた頃で、昭和22年労働基準法、昭和24年労働組合法ができます。労働組合については、アメリカの占領下の影響があったと思います。労働法研究がようやく緒についたばかりでした。私も大学に入って、私の先生の有泉亨先生（東京大学名誉教授）と出合うこととなり、後に大学院に進みその方向をとることになります。

社会法学では、やはり戦後アメリカの影響を受けてまして、労働組合法はアメリカの労働組合法の影響と、ドイツのもとをミックスして日本のものを作ったのです。そこで研究もアメリカへ倒

でした。そういたしますと、日本の現状に合おうと、合うまいと、日本の労働組合を強くすればいいのだからと、アメリカの手法で法解釈をやっていたことも事実です。

社会福祉関係で言いますと、私は社会福祉の領域のことは素人ですので、法の分析に留まりますが、アメリカ的なソーシャル・ワークを翻訳をして、そして日本の社会福祉の諸問題に、アメリカ的ソーシャル・ワークの理論を導入し、それが決して根付かなかったということを伺って、やはり法の世界でも同じことを辿っていったのだという気が致したことがあります。

私はそういうことが徐々にわかりまして、日本には日本の制度を根付かせるためにいろいろ模索をしてきましたけれども、当時、なかなか私たち若い世代の方ではどうすることも出来なかつたことを感じています。

2 社会法学の展開とその研究方法論の現実

労働法学が、そういう形で広がりをみせてきて、当時は日本の戦後の解放と非常に結び付いておりまして、非常に強力な運動を続けて参ります。当然のことながら、労働法学と申しますと、これはいい言葉かどうか分かりませんけれども、労働法学者はプロレイバー（労働者の保護に肩入れする）だという言葉が一般的になりました。その中で、労働法学がどんどん進んでいくのですが、労働法学について従来の市民法的なものの考え方について、権利と義務の法理を前提にしたものの考え方と、それを乗り越えて行こうという労働法の新しい権利と義務の概念を設定しようとした考え方との対立が度々現われてきました。

同時にその背景には、日本の社会法学、従来の社会科学に対する不信感、戦時中の日本の社会科学に対する不信感が、時の思想のマルキシズムの流れからマルキシズム法学の形で労働法学の世界

を覆いつつあったことも事実がありました。

一方では、法解釈に対し新しい法の方法論が出てきます。法社会学です。俗にいう、古典的な法律学ではありません。法を社会に適用します。社会が非常に進んでいる場合には、その法は浮きます。また社会が遅れている場合でもその法は浮きます。一番いい例は、戦後直後日本は憲法第14条で男女平等を掲げました。当時人手＝労働力のあり余っている社会を前提にしてみると、婦人の地位が男性と同じなのかどうかというとそうではない。男女平等どころか男女不平等で、当時私は金沢大学にいまして、バスの車掌さんに「先生、おなかが大きくなったからということで、何で職場を辞めなければならないのですか。どうしておなかの大きい人にもっと保護を与えることができる法が出来ないのですか。裁判は出来ないのでですか。」と言われたことを覚えています。

こういうように法と法の適用によって、その法がどういう法的なものが、社会的な現象としての現実とのクレパンシー（切れ目）を生み出してくるのか、それをこえるために何をという克明な調査・研究が盛んになりました。これは法制度や解釈論に対する大きい矢を放ったという意味で盛んになってきます。

法社会学の研究に大きい影響を与えられたのが、亡くなられた末広巣太郎先生、そして東京大学の川島武宜先生とその門下で、今現役で、皆さんが書物をお読みになると出てくる、例えば、法学の渡辺洋三先生、今帝京大学で医事法学の唄孝一先生、潮見俊隆先生、福祉の皆さんには馴染みのない先生ばかりです。今皆さんにお教えになっている法学者は、俗にいう三代目です。そこにいらっしゃる藤本先生を初代とすると、私共がようやく二代目くらい、私共から見ると二代目に近い三代目の人達が法社会学・社会的な調査を通して鋭く法のやり方を究明致します。私もそういう中でやっ

たものがあります。それはもう皆さん達にとって過去のものになったかもしれません、女性が戦後こんな扱いを受けたのかということで、有名な近江絹糸という紡績会社の争議がありました。今でもあります。当時琵琶湖の近江でしたが、カタカナのオウミになっています。そこで「人権争議」が起こりました（青年法律家協会「人権争議」（法律文化社、昭29））。全国の工場を、私達が歩いて一つ一つの法と社会的な現象とはこんなに違うのだということを究明しました。

私達は、そういう方法で労働法と社会調査を軸にしながら、自分達の方法論を確立していくことになります。労働法学というのは、主に個々の労使の関係→労働基準法を中心としたものと、労働組合を中心とした集団的な労使関係の2つを対象としてあるのですけれども、一体法はあるけれども現実はどうなのかという穴を埋めるために、調査をずっと進めてきた経験がございます。

私は今でも足りない所は、調査で、歩いて、目で見てこないとどうも納得がいかず、世界中を飛んで歩くのも、そういう所でトレーニングされたからなのかもしれません。一番の先達はお名前を出して恐縮ですが、ここにいらっしゃる藤本先生で、朝から晩まで飛んで歩いていらっしゃった。そういう先輩や先達の影響があったのかも知れません。

ただ私は、どうしてもマルクス法学について、市民法とかかわらせて説明するのは難しいと薄々感じておりました。労働法というのは社会法学であり、社会主義社会の法でもありません。ソビエトの法学をやっているのではありません。今、私がが悩みながらも現実にぶつかっているのは、やはり資本主義の、今の日本の資本主義の法であり、資本主義を前提に、立法者達がその力関係の中で作ったのが労働法です。そこにはおのずから限界があるのだろうけれども、その中で社会は動く。

社会を改革しなければならない時には、どうしても立法政策が必要で、政策のないものを解釈論で補うのは、おのずから限界があるわけです。

かつてアメリカのニューヨークの最高連邦最高裁判所が、それを経験しました。それは政治的機能であり、実際に法がない場合、裁判所が三権分立の枠を越え、むしろ立法行為を、ある法の条文をつかってやる以外のことをやった、しかし日本の裁判所には残念ながら、それだけの能力はなかっただし、今日でもそういう判決はなかった。

もう一つ申し上げておかなくてはならないことがあります。大学で学生諸君から「先生は、どうして法学を選んだのですか。」と聞かれます。単純な答えをして怒られるかもしれません、正直言って、やはり私の時代でも大学にパスをしなければいけない。確か経済学部よりは、法学部の法が少しは楽ではにのかなという感じがして、法学部を受けたような気が致します。こんなことをいうのは誠に不遜なのですが、だから私みたいな東京大学法学部出身者が出てくるのかもしれません。それは実は、東大法学部の法解釈にはちょっと乗れないからこそ、新しいことがやり得たのかもしれないという自負は持っております。

ただ先程も申しましたように、法学部に入りましたけれども、法解釈学にはどうしても馴染めませんでした。当時ダイナミックな時代でしたので、私は政治学科に入りました。東京大学の政治学科は、法律学科とは一味違う学科で、政治現象を研究していくことで、革新的な先生方も多くおられました。

私にとってよかったと思うことは、政治学科には学科目として政策的な学科目が非常に多くございまして、多くの先生方から多くのことを学びました。社会政策、農業政策、商工政策、金融政策、財政政策、植民政策加えて、労働法をはじめとして社会問題あるいは日常の政治経済に近い学問を

多くの先生方から学ぶことができました。その先生方と申しますのは、戦後の日本の資本主義復興に大きな力を果たした先生方で、ほとんど兼任講師でいらした例えは、社会政策は大河内一男先生、商工政策は亡くなられましたけれども一橋大学の中山伊知郎先生、農業政策は、農業問題で当時農林省の政策中枢を担っていらっしゃった東畑精一先生、植民政策は後の東京大学総長の矢内原忠雄先生でした。これらの先生から学び、労働法は一橋大学の吾妻光俊先生でした。このほか、南原繁総長も講義されました。

私はあまりまじめな学生ではなくて、学生の自治活動や東大の縁会＝自治活動などで活動をしていて、その時に当時法社会学調査で一生懸命おやりになっていた民法の我妻栄先生のお弟子さんの有泉亨先生に出会うことになりました。有泉先生は、当時焼け跡の上野の台東あたりの地面がどう動いていくか、それが現実にどのような役割を果しているか、法と土地がどう動いていくかという登記との関係も含めて法社会学的な調査を行っておられ、マンパワーを求めていらっしゃいました。人の縁とは、不思議なものだなという気がします。もうおひとりは、後の第二次臨時行政調査会でお世話になった行政学の辻清明先生（故人）のゼミでお目にかかることになりました。

そして非常に多くの先生方に恵まれて大学を卒業し、大学院に入学しました。今は大学院もカリキュラムにしたがって授業をしますけれども、当時は勉強する意欲があれば先生のところに出入りをし、意欲がなければもうそれで関係が切ってしまう。私は幸い有泉亨先生、石井照久先生のところに出入りを許されましたが、助手、講師、助教授、教授という諸先生に取り囲まれて、ねこが10匹ねずみが1匹という中にいるわけで、逃げ回るのに苦労し、逃げ回ることによく慣れたことも事実です。そういう中で、いい友人達も得ました。

周りの先生方やその他で知的な刺激を受け大学院を出て、やがて ILO（国際労働機構）東京支局、今でこそ東京支局ですが、当時まだ日本が戦争に負けて ILO から脱退し復帰を認められない時期で、ILO 駐在員事務所がやっと幕開けをしました。ただ、まだ当時の日本が国際社会の復帰するかしないかという時期に、私は広いアメリカだけでなく、世界諸国の労働法や社会保障法を通じて労働、欧米の労働、市民生活といわれるものの性格を学ぶことが出来て、本当に有難かったです。今でもすぐれた恩師、友人に恵まれて、安月給で家内を養っていくのは無理であったかも知れませんが、学問の道に入ることになりました。耐えてくれた家内に感謝しなければいけないかも知れませんが、もうこれ以上言いません。ただ置かれて場所で、精一杯何でも学んでいくことが大事で、どこにいても何か一つそこから盗んでいく位の心構えがないといけないと、いまでも思っております。

3 社会法學＝労働法學と社會調查を中心とした社會法學的方法論

－東大社会科学研究所と社會労働調查にみる労働關係實態と法規の在り方など

やがて、法社会学的調査方法を、当時労働調査と申します社会調査のメッカといわれた東京大学社会科学研究所で学ぶことができました。亡くなられた氏原正治郎先生、この方は東大の経済学の先生で、社会科学研究所の教授でもあった先生、またきびしいクリスチャンの故藤田若雄先生をはじめ、多くの先生方から労働調査方法論を学びました。またそこでたくさんの仲間も得ることができ、今でもお付き合いが続いております。

文献については戦前のもので、橋本文雄『市民法と社会法』（岩波書店）（昭32 復刻）、沼田稻次郎『市民法と社会法』（日本評論社）（昭28）、法社会学的な意味で、ELIAS LIBERMAN の

“UNIONS BEFORE THE BAR” これは亡くなられた専修大学の近藤亨一先生と私との翻訳で『労働組合と裁判所』（弘文堂）（昭33）というかなり膨大なものを弘文堂で昭和33年に出しました。これは、アメリカで日本の法社会学的な手法で最高裁判所の判例実績を、実に克明に事実、判決の理論、背景を記述した非常に優れた書物です。これは難訳ではあったのですが、私は当時この難訳を、絶対に褒めないという先生から褒められたことがあります。現在中央労働委員会会長の東京大学名誉教授の石川吉右衛門先生で「この訳はよく出来ているね。」と言われたことが救いでした。実際に、翻訳は至難でした。近藤先生と翻訳をやり、突き合わせ、議論をし、だめなところは意訳をする。アメリカ的のものを、日本的なものにあまり意訳をすべきではないということで一致をみ、翻訳をしたことを覚えています。私は、他人の翻訳を下手だとか、何だとかいうことは言わないことにしています。明らかに原文と対照して、間違ったことをやっていればだめだということは分かります。翻訳というのは、あまり名訳すぎて全部意訳してしまうのも困るのですが、さりとて原文に忠実で直訳だけというのも困るのです。その辺にポイントを置くことだけ申し上げておきます。

私は、東京大学の社会科学研究所で、先生方とお付き合いをさせて頂いたことにふれました。厳しい藤田若雄先生、大河内一男先生、氏原正治郎先生の3先生の著書を読みました。藤田先生は、いつまでにこれを調べて来るようにおっしゃるのですが、実際には膨大な量の調査票で、当時はコンピューター処理ができるわけではありませんから、朝から晩まで単純集計をやっていました。当時の東京大学の社会科学研究所の部屋は、古い地下にあって、どす黒い、汚い建物で、そこで調査票をいじって、顔がまっ黒になって地下から出てきた時、顔に何かついているよといわれ、見たら

すすでした。何もない時代でアイスクリームがあるかないかの中で、すき腹を抱えて調査をやりました。それが出来ないと、容赦のない言葉を浴びました。「先生は、近代的なものの考え方をするのに、なぜ当時文句を言わなかったのですか」と学生諸君にきかれますが、私達の時代はやはり徒弟なんですね。やはり自分が手法を、学問的手法を盗み切れない間は、先生にここを去りますと言うわけにはいかなかったのです。やはりそれに耐えて、はじめて一人前と認めてくれたのだろうと思います。

この藤田若雄先生の労働関係の労働協約調査がありまして、私も随分お手伝いしました。東京大学社会科学研究所の戦後の社会労働問題調査の中に、多くの労働調査があり、その時いくつかの調査に私も参加させていただきました。そのとき私が薄々感じたことは、日本の労働協約の実態調査に関わっていて、日本の労働協約のユニオン・ショップなどの調査分析をやっているときに、福利厚生の条項などを見ていて、日本の福利厚生状況とアメリカのそれと比べて、労働条件ではあるけれども労働条件と違う、いわゆるフリンジ・ベネフィット（付加給付）がたくさん入っているなと感じました。それが俗に言う、医療とか私の企業年金とかいうものでした。アメリカの労働関係と社会保障との研究に全力を入れるようになってから、アメリカの労働協約と日本の場合は、同じような協約条項であっても明らかに制度が違うため、社会保障と労働関係の違いが明確に分かってきました。

それから私は労働法と社会保障法とと一緒に研究するという手法を方法論として考えることになりました。これは一言でいえば、日本の場合、労働協約によって日本の医療保険とか年金とかのプラスαが、福利厚生条項としてははいっていますが、実際には日本の健康保険組合であろうと何であろうと、それは国の社会保障の代行的な役割を

果たすという、ある意味で企業の労務管理の下請けでのこるのですね。例えば今でこそ大企業は診療所をもって、従業員の方や、時々外部の方の利用もできるようになりましたが、本来がこれは全部企業内のものであって、法的には健康保険法の中で健康保険組合があって給付ができるということと、結局自分の企業の労務管理についてやる。

アメリカの場合には、国民皆保険体制の医療保険がないものですから、そのようなことはありません。また厚生省、社会保障の年金があって、足りない分は全部労働組合と使用者とが団体交渉をやって、「上積み」を労働協約で勝ち取ることができる。だからアメリカ厚生省のヒューマン・サービス省は、社会保険の年金を払えばいい。あと「上積み」は、労働省の関係のものは結局団体交渉で、それ以上のものは労使の自主的な交渉で自由ということになっているとするならば、企業年金給付のことは労使の関係の間で話し合うというように、制度が大きく違うことがわかりました。そうすると日本の場合も同じ発想で、労働法だけでその問題を考えるよりは、アメリカ式に分離をして社会保障関係は社会保障法で、労働関係は労働法で考える発想があってもよいのではないか。私が社会保障を、アメリカ、日本の労働協約分析を通じてアメリカの労働協約の分析を行ない、やがて学んで社会保障法研究の手法を考え出すことになります。

社会労働調査につきましては、ここで文献として、大河内先生、藤田先生、氏原先生はじめとする『労働組合の構造と機能』（東京大学出版会）

（昭34）があります。この中の「編集を終って一調査についての覚書一」は、私共の調査についてまとめられたものですが、非常に教えを受けました。戦後の日本の労働調査については、『戦後日本の労働調査』（東京大学出版会）（昭45）がありますが、これは私も一部かかわって、調査で先

生方から学んだものが多かったと感じています。

4 労働法学と社会保障法学との分離

—「労働法と社会保障法」と「労働法から社会保障法へ」との違いを含めて—

法的分離は、昭和40年代に始まります。社会保障法が学問として、まず認知されるかどうかという苦しみがあり、労働法学と社会保障法学が分かれしていくのは、労働法学とは別に社会保障法学の法学研究が盛んになってきてからだと思います。私の経験で言えば、手探りで社会保障法の法学・方法論を作り上げてきたわけです。

当時、労働関係法と社会保障法との関係の中でどうして、分離せざるをえなくなっていくのかを考えたことがあります。それには文献に挙げてある中で、英文の Ida.C.Merriam, "The Relation of Social Security and Welfare Service" (I.S.S.A.Bulletin) (国際社会保障協会) (1962) とフランスの社会保障の大家である "Pierre Laloque ,from Scial Insurance to Social Security" (I.S.S.A.Bulletin) (1952) の2つの論文の触発を受けたことがあります。とくに前者のそれはお金の問題と、福祉サービス、これは今のような対人的な、広い福祉サービスではなく例えば労働災害の補償は年金給付で行なう、あわせてリハビリテーションサービスはパーソナル・ソーシャル・サービス（対人社会サービス）とを結び付けて考えなければならないことを示唆された論文で、目から鱗が落ちるような思いで、これらの小さなペーパーを読んだことがございます。

この頃から私をして、これまで社会保障というのは、万事お金で行なうという考え方からそれだけでは進まないのだという考えをいたくようになりました。それは年金1つ例にとってみてもよくわかります。私の場合、これから22.5万円の年金で老後の生活をすることになります、これで生活できる道理がありません。健康で、住宅をもって

いるなら、日常生活はできるでしょう。そうでなくともし仮に、医療、福祉、その他すべてのことでお金がかかるようになったら、現金だけでは簡単に生活できない。これを完全に保障するのであれば医療に、月額ストック分を残すことになると医療費も含めて40万円位の年金を要する。これを、後世代が負担することも大変でしょうし、現役世代で助けあっていくのも大変だろうと思います。ですからソーシャル・セキュリティ（社会保障）、狭い意味のインカム・セキュリティ（所得保障）、お金の保障ですべて賄うことができるというのは、理論体系上誤りではないと思います。しかしそれではいかないということになると、ソーシャル・ウェルフェア・サービス（社会福祉＝対人サービス）とインカム・セキュリティ（所得保障）とが並び立つことになる。私はそういう考え方方に立って、労働法だけではこの問題は解けないということから、社会福祉や広義のサービスに傾斜していくことになります。

そこで労働法学から社会保障法学に入るのですが、私は社会保障法の講義を昭和30年の始めに金沢大学で初めて行ないましたが、これは新制大学法学部で初めての講義だと思います。この後少しづつ他大学に普及していくことになりますが、なかなか研究者がいないという事情がありました。その原因の1つに、社会保障を見る目があります。かつてのプロイセン・ドイツのビスマルクの「飴と鞭の政策」でおわかりのように、ビスマルクの影響で出てくる労働者保険は、体制を維持するための反革命、社会主義体制への変革防止のための「飴」の役割をもっていました。そしてそういうものを与えれば、社会変革の考え方は起こってこない、予防できるというのが政策の強い見方でした。特に日本の場合には、貧しい戦後直後でそうでした。昭和30年代から40年代でもそういう考え方があり、私にも、正直に言ってその考え方があ

りました。しかし今日の若い学者の人は、社会保障を反体制的思想とは見ないのも、時代の影響でしょうか。

私は社会保障制度は、所得の再配分的機能や社会保障を軸に平等化を促進する等の機能をもちますが、一番に政治体制とそのシステムを安定させる役割をもっていると思ってます。もし仮に、社会保障制度や社会福祉制度が完備していなかったら、今のアメリカやイギリスの状態、そしてＥＣの状態をみていると、社会主义どころか資本主義生産社会が崩壊しているのではないですか。一挙に逆が起こるにではないかと思います。社会主义社会がどうしてあのようなことになったかといえば、国民生活が十分でなくて、軍事や軍備の拡張があって、社会保障、社会福祉その他にも非常にウエイトをかけていたことを認めざるを得ませんが、なお、十分でないということでしょう。資本主義社会の場合は、逆に個人への配分にウエイトをかけていますが、経済的危機に対応するために社会保障や社会福祉の仕組みに財政をつぎこまなかったら、今の資本主義体制システムを維持していくことはできないはずです。そこで私はやはり「飴」的な要素は、今日もあると思います。ところが最近の若い学者の方々は、その「飴」のところはきれいに落としたいという方向に向いているように思います。私は、なぜ落とさなくてはいけないのかという気がいたします。

私は昭和37年金沢大学にいる時に、スイスのジュネーブに1年間、ILO社会保障部にいた親友の故樋口富雄夫妻の保証により、ヨーロッパの社会保障や労働問題の法制度を学ぶことになりました。それが、今日私なりの社会保障研究の方法を生む芽を一局出すことになります。ヨーロッパでは、ビスマルクの政策によってすべての国で社会保険を軸にしてた政策が行き渡りました。今度飴よりも労働組合が非常に強くなると、社会保障政策は、

国がやるよりも自分たちが自主的な福祉、自分たちでやれないものは国でやる。国の社会保障計画が、自分の生活の一部として自分たちが政策を立て、それを政府に実行を迫るという形に変わっていきます。私は今日のＥＣ諸国では、社会保障の法研究はきわめて遅れていると思っています。その代わり、ＥＣはじめ西欧諸国ではボランタリズムで、労働組合の力を通して国との団体交渉をして、政策の形成、その実現によってすぐれた政策を実施している点で、理論よりは実行、ウォルティズムというような表現を使いますが、それは間違いないと思います。

日本の場合、残念ながら労働組合が、政府と四つに組み、対等に争うだけの力をもっているかと問われれば、今の連合といえども政策立案能力をもって、政府に対案を立てて迫る程力をもっていないと申し上げておきます。このようなことをいうと労働組合に許せないと言われるかもしれません、現実にそうです。実際に政府が政策を形成し、その提案を出すと、政府案と反対あるいは少し修正を加える程度のいわば対案とは言えないものを出す。具体的なプロポーザル（対策）を出して、政府その他に自分たちの主張をする力をもたない労働組合では、所詮社会保障の法制は、他立的なものとして政府任せにならざるを得ないのかという気持ちが致します。

そこで労働法学と社会保障法学とは、何を対象としているかというと、労働法学があくまでも労働者、他者、使用者に労働力を提供して、賃金をもらい、生活する人の労働生産過程、労働力消費過程を対象にしているのですが、一方もらった所得を日常生活で消費する生活消費過程問題に非常に深く関わる老齢年金や医療費や社会福祉サービス、もちろん本人や家族を含めていけば、労働法学の対象よりは社会保障法学の方が広くなります。ただ「誰」が主人公になるかというと、労働法学

の場合には労働者や労働組合が主体になるのに対し、社会保障法学の場合は法政策主体が国にならざるを得ないという点で違いがあります。西欧のように、労働組合が強力でないと、とりわけ国がやはり中心になるとどうしても他律的ななります。自分たちが積極的に参加すれば別ですが、そうでなければ他律的にならざるを得ない。私は労働法と社会保障法とは、対象が重なり合いながら、今日なお共存するという考え方をもっています。

なぜ私が、「労働法から社会保障法へ」という考え方を、批判的にあえて提起するかというと、労働法では労使が対立、対向、対抗する。本当に対立をし、平等あるいは自主性を尊重しながら、協力し合う場合、協力しうるならばこれはいいと思います。そうでないものが、力関係で押されて相手が単に飲まれてしまうというならば、やがて労使の対立、対向、対抗を前提とする労働法ではなくくなってしまう。そうすると労働法ではなく、国の法律的な政策による社会保障法だけでこれをも全部融合することも可能になります。かつてのドイツのヒットラーの権力支配体制やそういう考え方をとりますと、対立するようなものは、全部融合化の中に吸収するという考え方方に立たざるを得ないからです。将来人権保障、完全平等の理想に支えられた理想の大國ができる、すべての人が皆平等で、尊重されヒューマンなセキュリティの世界と申しますか、連帯的な保障の考え方、人権を前提にするという理想的な大国ができた時には、それはなくなるかもしれません。その時のシステムを、資本主義と呼ばうが、社会主义と呼ばうが構わない、それは夢物語で描いているにすぎないと、私は考えていますが、このような社会ができればこういう対立を前提とする必要はないだろうと申し上げておきます。

私が当時ヨーロッパで見、学んだ社会保障制度の理論はたいしたもののが出てこなかったと失望し

たものです。一方ヨーロッパで私が気付いたことは、権利としての制度が実現され、実体的に獲得されているところ程、理論はあまり進まない。逆に制度が立ち後くれていて、制度や表面的ば内容が整っているところ程、理論がアキュート（鋭く）です。これは、日本の例を見るかぎり、よくわかるという気がいたしました。日本の場合も社会保障の法制度が権利を前提に、拠出義務（負担問題）も公正な、満足のいく国になれば、多分社会保障の権利についてあまり言われなくなって、新しい思想が出て来るだろうと思います。日本の社会保障の法学者は権利論が強すぎる、労働法の学者は権利論が強すぎるといわれますが、私たちがそう主張せざるをえないのは、今の法制度実体が、今日豊かな社会、高度経済成長とともに、公正な再配分が、公私ともに実現していないからだということを言わざるを得ないからだと思います。したがって、「労働法と社会保障法」が、共存、共生するので、これが、ナチュラルだと思うのです。

5 日本の高度経済成長政策と労働法学の変化、社会保障法学の展開とその拡大化

日本の高度経済成長政策の展開、発展に伴い、労働法学に変化がみられてきますと、労働法は従属労働関係を対象にしますけれども、従属関係にある勤労者の生活やその価値感が変わります。また労働組合への意識も変わって参ります。そうなりますと、戦後直後の非常に貧しい労働力過剰供給下の低賃金、長時間労働、しかも劣悪な作業条件でのもとで、人が生きるか、死ぬかで働いていた条件から、今日の豊かな社会でのもとでの労働状態になって参ります。消費需要の充足も十分ということになって参りますと、労働法は、役割が変化したのではないか、労働法を支える労働組合がなくてもいいのではないかなどと、とりわけ今

の若い世代層から組合離れが非常に目立ってきます。戦後直後には、かなり高い組織率であったものが今20%代のところまでその推移が落ちてきます。これはだいたいヨーロッパ諸国アメリカでも同じですが、日本となお一味違いますが、産業構造が違ってきました。同時に雇用構造が違ってきます。それから高学歴層、若年層が、どんどん増えてきます。労働組合が、それに対応したければ組織目標、それから組織の魅力をもちえないような労働組合は、憲法第28条の団結権の空念仏だけでは、若い世代を惹きつけることは出来ない、そういうところにきました。

労働法が衰弱をしているわけではありませんし、西欧諸国から学ぶものがないわけではありません。まだ西欧から学ぶものが多いので、労働法の世界では、個々の労働関係に影響をもつ日本の労働時間問題、賃金問題、婦人労働問題、労働災害問題等、これらの問題への対応を、ヨーロッパから依然学びつつ、今動いているというところですが、労働組合をベースにした労働法の魅力がなくなってきたのか、若い研究者が労働法の分野では次第に少なくなっています。私は、人間の生活の営みに、労働がある以上労働法の研究者で、同時に社会保障の法研究者、社会福祉の法研究者ですが、両方を使う学者は全く少なかったのです。この頃法学部でも逆転しておりますが、法学部で自分の師が労働法をやっていると師の手前、社会保障をやるというと困るのですから、労働法を表看板に掲げ、実際には社会保障や福祉に関わるようなことをやっていたのが実態です。私は、私の先生の有泉先生はリベラルでしたので、この点自由に研究できました。今日は、関連関係で、社会保障法をやる学者が非常に増えている。これは行政法の分野、あるいは民法の分野あるいは固有に社会保障法・労働法の分野あるいは住宅・都市建設の分野の人たちを含めて、今社会保障や社

会福祉の制度研究をやる学者が増えてるのはやはり時代だなという気がします。私は古い発想かもしれません、労働がなくて私たちの生活が成り立つのかということを考えるとき、日本の労働にはなおたくさんある問題があります。前にも述べましたが、婦人労働の問題があります。もちろん労働時間の問題、企業社会で過労死を生みだすような社会労働問題が発生しています。職場の中でメンタル・ストレスが出てくるような職場生産環境だとすると、労働の問題はいまでもなく、社会保障だけで事後的な対症療法は、至難で、労働法をやらなくていいというのでは困るということです。若い学者の方に、もう労働法はいいよなんていって、アティチュードは困るということと、労働法とともに社会保障法をもと申し上げたいのです。

そんなことで、社会保障学が花が開くようになってきましたが、今度社会保障法で、医療と年金、労災、さらに失業の保障を学ぶということは大変になります。税制や財政、保険技術、みな法政策が伴います。そうすると、年金だけ、医療だけ、福祉でいうと児童は児童、障害は障害、高齢者は高齢者問題のみをやればいいということにはいかない。高齢者問題1つ例にあげても、生産労働過程とは切れて退職し、やがて高齢、老後生活維持になるということで、個別的な一つの対応で老後過程の問題は捉えられない。どの人間も、ライフ・ステージ全体をとってみて、「生まれてから死ぬまで」全体的に医療、年金、福祉サービス、雇用、住宅からすべての問題に対応する。全部管理されると、今度その行政管理がもとで、息苦しくなって、やめてくれと言われるのかもしれません、本当にちゃんとして下さるのなら、そういうこともできるのかなと思います。

今、労働法学に、労働法なりの変化が起こっています。社会保障法にも社会保障法なりの変化が

起こっています。吉田久一先生の『社会事業理論の歴史』等で、そのことを考えているところです。私の労働法学と社会保障法学研究の方法論に、双方を結びつけた研究のいくつかの書物を挙げさせて頂きました（拙著「労働法と社会保障法との交錯」、同「社会保障法と医事法との交錯」（以上、勁草書房刊））。

6 社会法学の課題とこれからの労働法と社会保障法、さらに経済法の研究動向

今の日本の現状をみておきますと、日本は今まで国際化を口にしなくもいい時代でしたが、今日国際化の時代を迎えました。これは労働法の国際化、社会保障法の国際化、経済の国際化、福祉の国際化に当面しているからです。一番進んでいるのが、経済の国際化かもしれません。ところが、実際の現実の法は、全部国内対応を中心に、日本から見た国際化への対応でした。それとあわせて、とりわけ今国際社会からみた日本の対応をどうするかということの模索が行なわれています。

社会保障、社会福祉の面でも、例えば障害者の問題、高齢者問題、外国人雇用の問題いずれにしても、海外に日本を合わせるとしても簡単にはいかない。

一例として、児童の人権条約（1989）ができました。しかしこれも、なかなか批准出来ません。いま、批准につき政府の対応がみられていますが、いかに日本をあわせようか苦心しているようです。それから日本には、海外から多く人がはいってきます。これに対して妨害するのかというと、そうではない。「国際化」とは何かが問われ、ライシャワー博士をはじめ多くの先生方がおっしゃっています。私は、開かれた国々は、それなりの国内経験を通して、異文化を尊重した上で、その国の人権、その国の生活習慣、その国の宗教、その国の生活のルール、その国の子供の教育、国籍を自分で自

由に選ぶ等すべての点で、それらの異文化の尊重を前提にして、調和感を促進するような課題とそれへの施策対応を考えざるを得ないと思います。残念ながら、日本ではその経験がないわけですから、これにどう取り組んでいかがこれからの大いい課題です。経済活動の分野では先程一步進んでいると申し上げましたが、今経済関係の世界は大変です。労働法も同じです。今外国人の人達が入国した場合、社会保障、社会福祉の法の対応や国際社会保障の対応が非常に遅れている。

あの人種のルツボと言われているアメリカでさえ、今マイノリティー（小数者）、エスニックの人達の言葉を話している。エスニックの対応で、問題なのが言葉です。私は、アメリカで言葉のほかにエスニックの心情やエスニックのすべてを網羅することができ、自分の国の法律を前提にして、的確なケース・ワークやグループ・ワーク処遇にできる専門家がいるという話しを聞きました。しかし、アメリカでもそのような専門家を得ることはきわめて困難です。アメリカ在住の日本人の例を考えてみても大変なことがわかります。日本語ができ、話しができ、仕事ができて、日本語の話せない日系人一世達の世話をしてくれて、就労してくれる人です。もし日本人であることや、日本のトータリティ、昔の日本と今の現状を理解できるような、同世代の方が誰かいないかと問われても、うかつに手を出せないのが現状だと思います。

これから日本が、マイノリティやエスニックといふ人達をたくさん抱えこまなければならない今日、労働の世界、社会保障の世界、経済の世界どれも社会法学の課題は尽きないという気が致します。仮に制度政策論に限るとしても、問題は専門家がどの位まで、対応できるか、供給できるかにかかっていると思います。ここに社会福祉学科の先生、学生、OBの方々がいらっしゃいますが、いわば狭い福祉ではなくて、広い福祉の研究が大

切だと思います。また日本のODAについて話しますと、日本の法関係の枠組をみると、ODAの基本法ではなくて、援助する技術組織だけを作って、あとは若干の規制があるという状況です。そうしますと、日本の国際援助を考える場合、援助といふことの定義を含めて一度日本の位置、日本が海外に出る時を前提とした基本法と、その下で技術を提供する組織作り、それから具体的にソフトな戦力になるような、例えば国際海外青年協力隊の人達の身分保障等を含めて整えることが必要だと思います。その人達が海外に行って日本というものを知らしめ、同時に日本という国を知らされて来た外国人の人達が、来日した時良い制度とよぶことのできるような法制度を作ることが一番大事なことだと考えています。

これで最後にさせて頂きますが、社会福祉事業の大家でいられる吉田久一先生がさきほど申しましたが、私に昨日、「75才までは」とおっしゃられましたが、75才で限定して下さってよかったですと思いました。あと8年間勉強して、残りは遊んでもいいかなと思っています。先生のように75才まで、十分な研究ができるといふ、また伸ばされるかもしれません。ゲーテの言葉に、“Heute rot, Morgen Tod”（今日は紅顔、そして明日は白骨（死）になるよという）ことばがありますが、私は、Morgen Todの世界にだんだん足を一步ずつ進めている人間であることは間違ひありません。

最後に、私なりの言葉を言わせて頂ければ、“Junge Lernen, Alte Lernen”、“若い人は学ぶ、年寄りも学ぶ”、私も老いて、ますます学びたいということだけ申し残しておきたいと思います。

私は、日本女子大に来て長い間、多くのことを学んだと思います。とりわけ、社会福祉といわれるものを本学で学ばせていただきました。社会福祉がどういう領域で、これからどういう広がりを

もっていくものなのか、対象や技術等どうすればいいのか、そして法的に方法論をふまえてどう考えなければならないのかということを、この20年間学ばせて頂いたことを感謝しています。置かれた場で、いつでも私は私なりに精一杯やったつもりです。必ずしも皆さん達の、充分いい教師であり得たとは思いません。まじめが取柄で、学生諸君には面倒見がいいと言われますが、自分が出来の悪い、旗などふったりしていた学生でしたから、せめてあなた方へのお返しにやったことです。

日本女子大学で20年6ヶ月、ほとんど本学では役職の連続でした。ここに来て第1回目の講義をした時、金沢大学での昭和40年代初頃の「大学紛争」の対応とかかわって倒れたとき発症しました、今日の心身症が、いつ出てくるかなと心配したこと覚えています。今日最後に、緊張しながらも倒れずに無事終ることができたことを本当に嬉しく思います。

本当に今日は天候の悪い日で、私の最終講義にこれだけ多くの方々に来て頂いてありがとうございました。これを、明日への励みにしたいと思っています。そして、この会を催して下さった文学部、人間社会学部、社会福祉学科の諸先生方、とりわけ山崎道子学科主任に、心から御礼を申し上げます。予定の時間をオーバーしましたが、これで終らせて頂きます。